

別表5 (第8条関係)

「高崎市第4次食育推進計画(案)について」パブリックコメントの結果

○意見等の募集期間：令和6年2月1日～令和6年2月20日

○意見等の受付件数：2人 4件

(提出方法の内訳：郵便0人、ファクス0人、電子メール2人、持参0人)

1. 寄せられた意見等を内容により整理し、意見等の概要として掲載しています。

(1) 朝食摂取についての意見

番号	ご提出いただいた意見等の概要	市の考え方
1	食育において必ずしも朝食を摂ることが重要とは思われない。特に成人に対して、朝食摂取を促す理由がわからない。 現代社会においてはむしろ食べ過ぎが健康を損なっていることが多い可能性がある。	朝食は生活リズムや食習慣を身につけるためにも重要との考えから、朝食摂取の推進に取り組んでおります。 また、生活習慣病予防の観点からは、食事のバランスや量を考慮した朝食についての周知啓発をすすめてまいります。

(2) 給食における牛乳についての意見

番号	ご提出いただいた意見等の概要	市の考え方
1	牛乳の摂取が死亡率の上昇、骨折の上昇をもたらすなど、牛乳の摂取は体に良くないという説がある。 また給食費に占める牛乳代の割合が高いという話も聞いた。これらの理由から給食での牛乳は廃止または選択制にしてはどうか。	市の学校給食では完全給食を行っております。国の学校給食法施行規則の第1条の中で、給食内容がパン又は米飯、ミルク及びおかずである給食を完全給食と定義していることから、牛乳を取り入れております。

(3) 食品の安全・安心等に関する情報提供の推進について

番号	ご提出いただいた意見等の概要	市の考え方
1	日本では法律上許可されているが、人体への有害性が疑われている物質、有害性が指摘されている物質について情報発信し周知してほしい。 たとえば2023年にはWHOがアステルパームについて発がん性を指摘したが日本では多くの飲料でいまだに使用されている。 ネオニコチノイド系農薬はEUでは禁止された	食品添加物や農薬は食品衛生法において、国で使用基準が厳しく定められております。また、農薬については平成18年5月29日よりポジティブリスト制が制定され、日本においても使用基準が定められております。日本では使用基準や使用方法等を守ることで人体への影響が無い量として科学的根拠に基づき、安全

	<p>ようだが日本では使用し続けている。日本では食品に含まれるグリホサートの基準がとても緩いことなどである。</p>	<p>性が確認された基準が定められております。これらについて様々な媒体を通じ情報の発信に努めてまいります。</p>
--	--	---

(4) 地産多消 地場産物を活用した給食の推進についての意見

番号	ご提出いただいた意見等の概要	市の考え方
1	<p>地域でとれた農林水産物の定義が書かれていないため、地域でとれた農林水産物の定義を具体的に示すべきである。</p> <p>(一例として、地域でとれた農林水産物を「食品の原材料が得られた地」とするのか、それとも「食品の最終加工地」とするのかといったことが挙げられる)。</p> <p>また、学校給食で使用される地場産農産物の割合は何%と設定しているのか。具体的な数値(目標)を示すべきである。</p>	<p>食品に関する表示については、食品表示法で販売の用に供する食品に関する表示の基準の策定など、国民の健康の保護及び増進を目的として、国によりルールが定められております。</p> <p>農林水産物については、農林水産省が食育の取り組みとして使用しているものを示しております。</p> <p>本市の計画では、学校給食について、地場産物を活用した給食の推進に取り組んでおりますが、長期的な計画のため、計画期間において、地場産物を計画的に給食に取り入れ、地域の農産物への関心を高める取り組みを推進してまいります。</p>

2. 寄せられた意見等による、計画(案)の修正はありません。